

vol.238
5

トラ●ック●の●ひろ●ば

I S H I K A W A




いしかわ
まちなみ散歩
—
[白米千枚田]
しろよねせんまいだ

TOP NEWS

会員の皆様へ
～新型コロナウイルス感染症拡大を受けて～

 一般社団法人
石川県トラック協会



いしかわまちなみ散歩

石川県の美しい街並みを
ゆったりとトラックで巡ります

今月のSPOT

白米千枚田



白米千枚田しるよせせんまいだは石川県輪島市白米町にある棚田で、日本海に面し、小さな田が重なり海岸まで続く絶景は、日本の棚田百選、国指定文化財名勝に指定されています。

水田一面あたりの面積は約18平方メートルと小さく、約4ヘクタールの範囲に1004枚の棚田風景が展開し、古くより「田植えたのが九百九十九枚あとの一枚蓑の下」「越中富山は田どころなれど能登は一枚千枚田」等の古謡が脈々と唄い継がれています。

白米千枚田は世界農業遺産「能登の里山里海」の代表的な棚田として、年々注目を浴びており、2011年6月、日本で初めて世界農業遺産に認定されました。

白米千枚田では毎年4月末頃から棚田に水が引かれ、5月のはじめに田植えが始まります。夏頃には、瑞々しい緑と日本海の青のコントラストや、夕日に染まる棚田も絶景です。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ホームページ



会員のみなさまへ



新型コロナウイルス関連



協会ホームページに新型コロナウイルス関連ページを設置しております。

1 TOPNEWS

会員の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症拡大を受けて～

新型コロナ感染拡大を受け、臨時役員会を開催

新型コロナウイルス感染防止のポイント（予防・感染者発生時の対処）

雇用維持と事業継続の為に資金繰り支援等のご案内

資金繰り支援策（フローチャート）

資金繰りに係る支援策

従業員の休業手当等に係る支援策

セーフティネット保証4号・5号

危機関連保証

信用保証付き融資における保証料・利子減免

無利子・無担保融資

商工中金による危機対応融資

マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

特別利子補給制度

持続化給付金に関するお知らせ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

19 ご案内

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）

第45回地方近代化基金融資

令和2年度運行管理者等講習日程

石ト協第46回定時総会

令和2年度第1回運行管理者試験

23 適正化 NEWS

7月1日から受付開始！

～安全性優良事業所認定制度～

新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて

新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項

25 情報コーナー

交通事故発生状況

軽油価格

27 事例研究

会員の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症拡大を受けて～

この度の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延を受け、国は4月16日に緊急事態宣言の適用を全国に拡大し、その中でも特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めて行く必要があるとして、石川県を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置づけました。

緊急事態宣言の状況下におきましても、国民生活に必要な物資は引き続き輸送を行う必要があるため、その継続につきましては、これまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応していただきますようお願いいたします。

会員の皆様方におかれましては、感染拡大による経済状況の悪化や社会不安が広がる中、大変厳しい事業運営を強いられていることと思われます。

当協会といたしましては、引き続き、会員の皆様のサポートに全力を挙げてまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

これからも、感染症予防対策に万全を期されますようお願いいたします。

一般社団法人石川県トラック協会
会長 久安 常信



新型コロナ感染拡大を受け、臨時役員会を開催 ～業界への更なる支援に向けて要望書を提出～

4月24日（金）、石川県トラック会館において、臨時正副会長会・臨時総務委員会合同会議を開催しました。

会議では、新型コロナウイルス感染拡大による今後の協会運営や会員への支援策等について話し合わせ、4月7日発表の緊急経済対策を踏まえ、自民党石川県選出国會議員に対して、「マスクなどの優先的な配布」、「高速道路の利用促進」、「雇用調整助成金（教育訓練費）の拡充」等に向けた諸施策の更なる支援を求め要望書を提出することとしました。

要望書

1. ドライバーに対するウイルス感染防止に対するマスクや備品などの優先的な配布
2. 物流が滞ることのないよう物流効率化・生産性向上や高速道路の利用促進に向けた諸施策の支援
3. 雇用調整助成金の充実（ドライバーの雇用継続のため）
4. 資金手当への支援
5. ウイルス感染防止のためトラック運送事業者が行う安全諸施策につながる正確な情報の発信

お知らせ

新型コロナウイルス感染予防に係るマスクの配布について

当協会では新型コロナウイルス感染症の発生当初より、ドライバーの皆様への感染予防対策として、入手が困難になっているマスクの確保や政府与党に対して優先的な配布等の支援要請に取り組んできたところであります。

そのような中、今般、全会員に配布できる一定数のマスクを当協会でも確保することができましたので、無償で送付させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止のポイント (予防・感染者発生時の対処)

1. まずは予防対策の徹底

■従業員に以下の自己管理及び速やかな報告を要請します。



- ☑体温の測定と記録(点呼時等に確認)
- ☑発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
- ☑以下のいずれかに該当する場合には、所属長に連絡の上、保健所(帰国者・感染者相談センター)に問い合わせる
- ☑新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等の速やかな報告

37.5℃以上の熱が
4日以上継続した場合

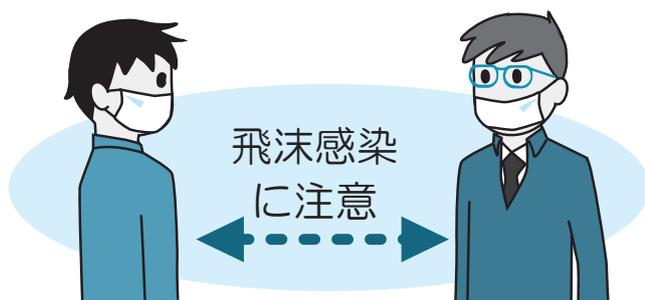
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患のある方は、上記の状態が2日以上続く場合

■業務内容に応じて感染予防策を行って下さい。(点呼時・作業時)

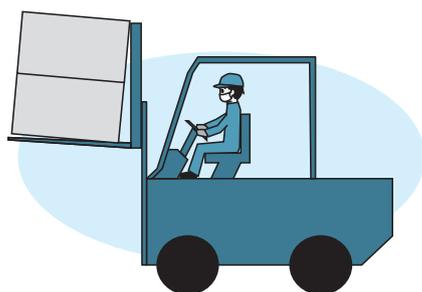
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあります。

また、無症状であっても呼吸量が増える活動時の感染事例が報告されています。荷役作業は作業負荷が高くなりがちであり、負荷を下げる、対人距離を取る対策が必要です。



点呼時等は距離を保つ

- ☑対面でのやりとりはできるだけ短く、点呼時等は距離を保つ
- ☑アルコールチェッカーは携行型など1人1人専用の物を用いることが望ましい
据え置き型を共用する場合は、マウスピースは毎回交換し、本体を消毒する
- ☑作業は1で行う
複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う
- ☑共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う(または手袋の着用)
- ☑商品の受け渡し方法について、相手先と事前相談し、対面でのやりとりはできるだけ短く、可能な限り距離を保つ



荷役機器を使用する際は手袋着用

■手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。(休憩時等)



- ☑休憩時は可能な限り飲食店ではなく、車内など個室で食事を摂る
- ☑飲食店で食事を摂る場合は、他人との距離を取る(混んでいる店は避ける)
- ☑出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ☑できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ☑通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2. 感染者発生時、濃厚接触者への対応

■感染者が発生した場合は保健所(帰国者・感染者相談センター)に連絡し、指示に従い対応して下さい。

- ☑感染者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、他の従業員に周知し、前ページの「予防対策」の徹底を図って下さい。
- ☑保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- ☑濃厚接触者と確定された従業員には、必要に応じ PCR 検査(行政検査)の受検あるいは感染者との最終接触から 14 日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従って下さい。
※濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

保健所(帰国者・感染者相談センター)

施設名	管轄地域	TEL	FAX
南加賀保健福祉センター	加賀市、小松市、能美市、川北町	0761-22-0796	0761-22-0805
石川中央保健福祉センター	白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町	076-275-2250	076-275-2257
能登中部保健福祉センター	羽咋市、七尾市、中能登町、宝達志水町、志賀町	0767-53-2482	0767-53-2484
能登北部保健福祉センター	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	0768-22-2011	0768-22-5550
金沢市保健所	金沢市	076-234-5106	076-234-5104
石川県健康福祉部健康推進課		076-225-1670	076-225-1444

※感染が確認された場合には、速やかに石川県運輸支局へ報告を行って下さい。また、当協会にもご連絡をお願いします。

3. 施設設備等の消毒の実施

■保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域の消毒を実施します。

消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施して下さい。



- ※1 車両、倉庫、事務所等
- ※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等
- ※3 消毒用エタノール(70%) 又は次亜塩素酸ナトリウム(薄めた漂白剤/0.05%以上)



《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》 雇用維持と事業継続の為の 資金繰り支援等のご案内

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 中小

■ 日本政策金融公庫等で実質無利子・無担保の融資が受けられます

【第2章資金繰り ◆無利子・無担保融資】

※対象者は最近1ヵ月の売上が前年又は前々年同期比で一定以上減少した方

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 1億円、国民事業3千万円 商工中金 危機対応融資1億円

■ 民間金融機関で最大3千万円の実質無利子・無担保の融資が受けられます

【第2章資金繰り ◆信用保証付き融資における保証料・利子減免】

※対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

個 中小

■ 日本政策金融公庫等の過去の借入れを一部実質無利子で借換できます

【第2章資金繰り ◆日本公庫等の既往債務の借換】

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 1億円、国民事業3千万円 商工中金 危機対応融資1億円

3. 感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う場合

個 中小

■ ものづくり補助金の補助率が1/2から2/3へ上げられます

■ 持続化補助金の補助上限が50万円から100万へ上げられます

■ IT導入補助金の補助率が1/2から2/3へ上げられます

【第4章設備投資・販売開拓 ◆生産性革命推進事業の拡充】

※申請要件は補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資

- A：サプライチェーンの毀損への対応
- B：非対面型ビジネスモデルへの転換
- C：テレワーク環境の整備

◆公募スケジュール（2次締切※）

	ものづくり補助金	持続化補助	IT導入補助
公募開始	3月31日（火）	3月10日（火）	6月頃予定
申請開始	4月20日（月）	3月13日（金）	6月頃予定
応募締切	5月20日（水）	6月5日（金）	6月末頃予定

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に複数回（2～3回程度）締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

4. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

個 中小 中堅 大

■ 従業員の賃金等を最大9/10助成されます

【第5章経営環境 ◆雇用調整助成金の特別措置】

※解雇を伴わない場合の助成率は中小企業9/10 大企業3/4

支払率60%超の部分
10/10(特例)

5. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい

個 中小 中堅

■ 事業全般に広く使える現金が最大200万円支給されます

【第3章給付金 ◆持続化給付金】

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方

※給付上限は、法人(中堅・中小・小規模)200万円、個人事業主(フリーランス含む)100万円

6. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配

個 中小 中堅 大

■ 基本的に全ての税の納税を猶予できます【第6章税等 ◆納税の猶予の特例】

■ 厚生年金等の保険料の納付を猶予できます【第6章税等 ◆厚生年金保険料等の猶予制度】

■ 電気・ガス料金の支払いを猶予できます【第6章税等 ◆電気・ガス料金の支払猶予等について】

※【】内はパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(右下QRコード参照)の目次に記載の章番号と施策名(例 第2章資金繰り ◆無利子・無担保)です。各制度の利用条件など詳細は別途パンフレット等でご確認ください。

※令和2年度補正予算の成立が前提の事業については、今後、事業の内容が変更される事があります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

お問い合わせ先

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口



平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。



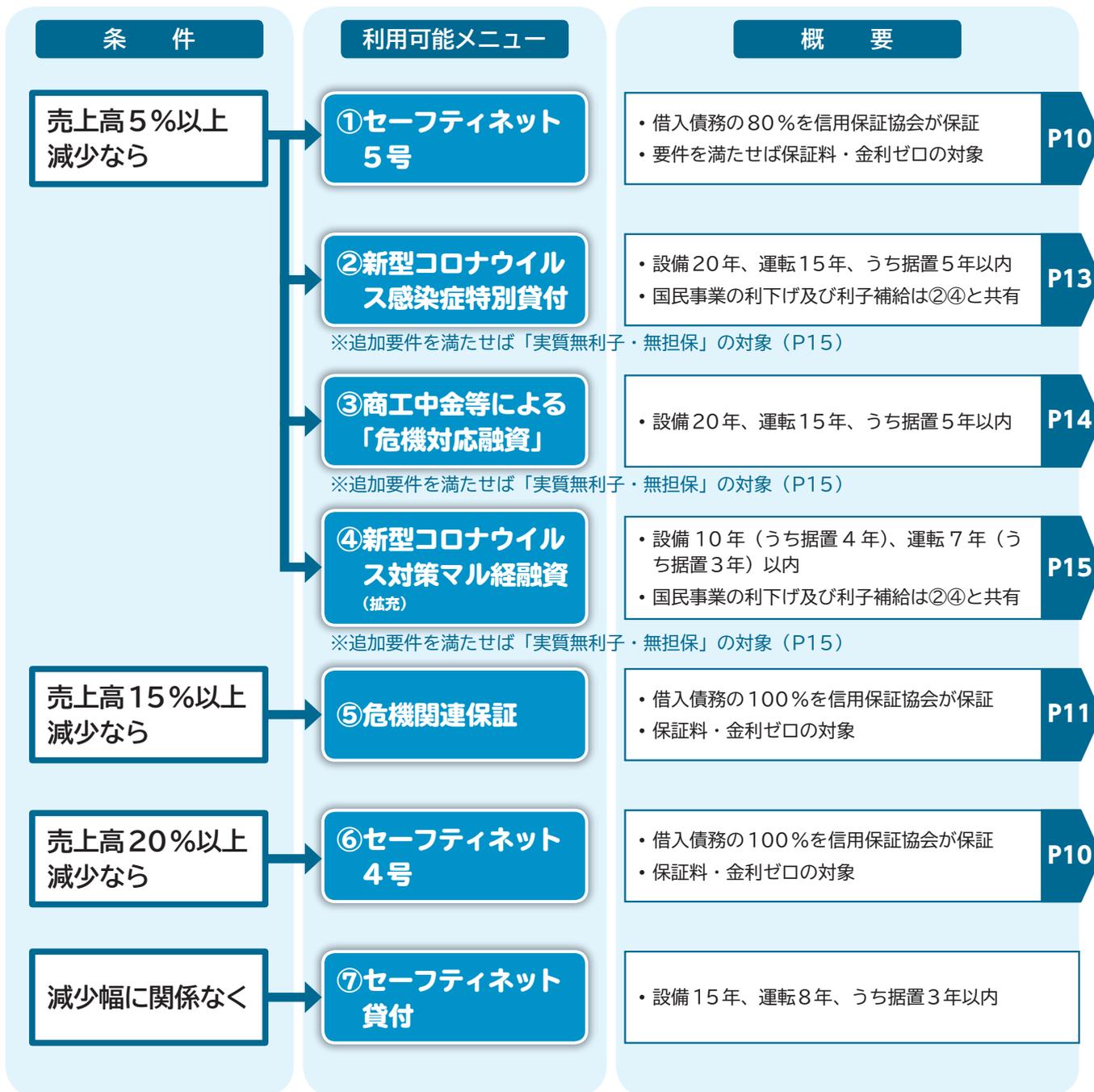
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>

- 感染症流行が収束した後の経済活動の回復に向けた支援策等もごさいます。
- 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しております。
 で検索、
 または右のQRコードよりご確認ください。



2020年4月14日時点

資金繰り支援策（フローチャート）※経済産業省関係



■売上高要件の考え方

<創業1年1カ月以上>

②③④⑦…最近1カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。

①⑤⑥ …最近1カ月の売上高と、前年同月を比較 + その後2カ月間（見込み）を含む3カ月の売上高と前年同期を比較

資金繰りに係る支援策

新型コロナウイルス感染症特別融資（石川県）

対象要件	(1) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近2週間から1ヵ月間の売上高等が前年同様に比して20%以上減少 (2) 経営安定関連保証または、危機関連保証を利用可能なもので、当該保証要件に規定する期間の売上高等に比して20%以上減少
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置3年以内)
利率	1.00%以内
保証料	免除
お問合せ	石川県商工労働部経営支援課金融グループ (TEL/076-225-1522)
その他	危機関連保証にも対応

※このほか、経営安定支援融資や自治体独自の制度もありますのでご確認ください。

中央近代化基金「激甚災害融資(運転資金)」(石川県トラック協会)

対象要件	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運賃収入又は輸送トン数が、「直近2ヵ月の実績」又は「今後2ヵ月の見込」が前年同期を比べ10%以上の減少が見込まれる者。
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内
利率	商工中金の所定の利率 ※このうち、0.3%を利子補給いたします。
利子補給率	0.3%
申込期間	予算(50億)に達し次第、終了
その他	取扱金融機関は、商工中金のみとなります。
お問合せ	(一社)石川県トラック協会 総務課 (TEL/076-239-2284)

信用保証料助成(石川県トラック協会)

対象要件	金融機関から『設備資金』・『運転資金』の融資をうけるため石川県信用保証協会の保証を得る会員事業所 ※融資は新規借入に限る
助成金額	当該保証料の2分の1(上限20万円) ※年度内に、上限20万円に達するまで何度でも申請可
お問合せ	(一社)石川県トラック協会 総務課 (TEL/076-239-2284)

従業員の休業手当等に係る支援策

雇用調整助成金（厚生労働省）

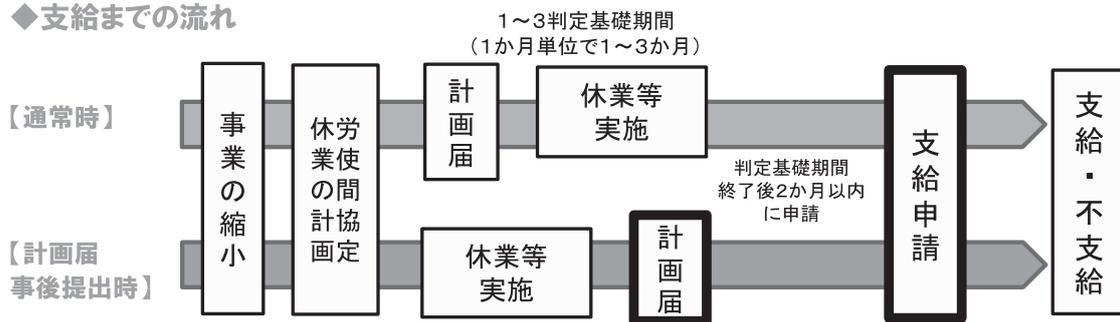
【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賞金相当額の助成（※1, 2）	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件（※3, 4）を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練（自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む）を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

◆支給までの流れ



NEW!



石川県
トラック協会
オリジナル

スマホ向け安全対策サイト

危険予知トレーニング動画など安全教育に活用できるスマホ向けサイトを作成しました。詳しくは裏表紙に掲載。

(注) 雇用調整助成金（教育訓練）の一部として活用する場合は、必ず事前に申請内容（訓練内容等）について最寄りのハローワーク等へご確認ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）

5号：80%保証（指定業種）

別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：

100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」

または右のQRコードよりご確認いただけます。



土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

信用保証付き融資における 保証料・利子減免

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【対象要件】

SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

・・・売上高等前年同月比▲5%以上減少で
保証料ゼロ+金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

・・・売上高等前年同月比▲5%以上減少で
保証料1/2

・・・売上高等前年同月比▲15%以上減少で
保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】3000万円 【担保】無担保

【据置期間】5年以内

【保証料補助割合】1/2 または 10/10

【金利補給期間】

当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 [0570-783183](tel:0570-783183)

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**危機対応融資**等に**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：098-941-1795

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

4月中旬より制度適用開始（3月19日に受付開始）。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資のご利用が可能です（制度適用開始後に借換）。

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げとの合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

令和2年度補正予算の成立が前提

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」等若しくは商工中金等による「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※新型コロナウイルス対策マル経融資及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」若しくは商工中金等による「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円（商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」、「**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**」および「**新型コロナウイルス対策衛経**」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 [0570-783183](tel:0570-783183)

※平日・土日祝日9時00分～17時00分



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定です。

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



ご案内

**令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)**

1. 概要

中小トラック運送事業者が低炭素型ディーゼルトラックの導入に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業

2. 対象事業者

- ①中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）である一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者
- ②上記①に貸し渡す自動車リース事業者

3. 補助対象

導入車両	平成 27 年度重量車燃費基準を大型車及び中型車は + 5 % 以上、小型車は + 10 % 以上達成した車両。 ※排出ガス規制識別記号が、右記の新車新規登録車両。				
	車型区分（車両総重量）	2015 年度 燃費基準	基準額（万円）		排ガス規制 識別記号
			廃車有	廃車無	
	大型（12t 超）	+10% 以上	75	50	2RG・2TG
		+5% 以上	50	37.5	2PG・QPG・LPG
中型（7.5t 超～12t 以下）	+10% 以上	42	28	2RG・2TG・TRG	
小型（3.5t 超～7.5t 以下）	+10% 以上	15	10		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手形・割賦といった購入形態（即ち所有権留保形態）は不可 ・経年車の廃車を伴わない新車についても補助対象 				
要件	エコドライブ等燃費改善取組体制を構築した運用状況報告書及び燃費改善効果及び CO ₂ 削減効果計算（当該年度及びその後 1 年間報告）の提出が必要となります。				

4. 申請台数

1 事業者 2 台まで

5. 申請

受付	発表次第、お知らせします。
申請書	当協会ホームページよりダウンロードできます。
申請先	一般財団法人環境優良車普及機構「低炭素型ディーゼル車普及事業」執行グループ 宛 (〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目14番8号 (YPCビル6F))

お問合せ

(一財) 環境優良車普及機構 (低炭素型ディーゼル車普及事業執行グループ) TEL 03-5341-4577

※詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

<http://www.ishitokyo.or.jp/>

ホーム > 助成・融資制度または最新情報

ご案内

第45回地方近代化基金融資

- 補助対象事業者
石川県内本社の貨物自動車運送事業者（石ト協会員）又はその構成する団体。
※会費の延滞のない事業者
- 融資内容

融資総枠	6億円		
融資対象	<p>①一般融資 物流施設・福利厚生施設等及び車両等に要する資金</p> <p>②低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資 CNG・HB車、EMS・DR機器導入資金（石ト協・全ト協助成対象機器に限る）</p> <p>③ポスト新長期規制等適合車導入に係る融資 ポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車導入資金 ※但し、投資の時期が令和2年4月1日～令和3年3月末日までの期間内であるもの。</p>		
公募期間	令和2年5月11日～令和2年12月25日迄 (公募期間中申込順に受付し、融資枠に達し次第締め切りとなります)		
融資条件	1会員5,000万円以内（①～③すべて含む）		
(1) 融資限度額	※応募枠が公募枠を超過した場合、調整させていただく場合があります。 ※前回・再融資の場合、限度額から借入残高を差引いた額が借入金額となります。		
(2) 貸出利率	取扱金融機関（商工中金）の所定利率による		
(3) 申込金額	10万円を単位として申込み下さい。（注）消費税は融資対象としますが 自動車取得税・重量税・法定費用等の諸費用（附帯費用）は融資対象となりません。		
(4) 償還期間及び据置期間	対象物件	償還期間	据置期間
	物流施設	10年以内	償還期間のうち6か月以内
	福利厚生施設	※但し、法定耐用年数がそれ 以下場合はその範囲以内	
車両及び機器	5年以内		
(5) 担保・保証人	取扱金融機関（商工中金）の定めるところによる		
利子補給率	融資の種類	期間	利子補給率
	①一般融資	貸出期間1年以上の融資	年0.3%
	②低公害車及び 省エネ関連機器導入		
③ポスト新長期規制等 適合車導入			
取扱金融機関	(株)商工組合中央金庫 金沢支店		

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 (助成・融資事業) TEL 076-239-2284

ご案内

令和2年度運行管理者等講習日程

基礎講習

1. 対象者

- ①新たに運行管理者・運行管理補助者になろうとする者。
- ②運行管理者に選任されている方で基礎講習を受講していない者。
- ③運行管理者試験を受験する方で、事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務経験のない者。

2. 実施日及び会場

実施日	会場	定員
6月16日(火)～18日(木)	石川ハイテク交流センター(能美市旭台2-1)	220名
11月18日(水)～20日(金)	同上	220名

一般講習

1. 対象者

- ①運行管理者に選任されている方で、令和元年度の一般講習を受講していない者。
- ②令和元年度の一般講習終了後に新たに運行管理者に選任された者。
- ③死者または重傷者を生じた事故を惹起した営業所に選任されている運行管理者、行政処分等を受けた営業所に選任されている運行管理者で、2年に1回とする受講緩和措置を受けられない者。
- ④運行管理者補助者等をされている方で、受講を希望する者。

2. 実施日及び会場

実施日	会場	定員
6月30日(火)	金沢市異業種研修会館(金沢市打木東1400)	100名
8月27日(木)	同上	100名
9月 9日(水)	同上	100名
9月10日(木)	同上	100名
9月18日(金)	セミナーハウスあいりす(加賀市山田町リ243)	100名
10月 7日(水)	ワークパル七尾(七尾市小島町西部1-3)	100名
10月 8日(木)	同上	100名
10月22日(木)	小松市民センター(小松市大島町丙42-3)	100名
12月10日(木)	金沢市異業種研修会館(金沢市打木東1400)	100名
令和3年 1月21日(木)	同上	100名
2月18日(木)	同上	100名

予約方法

NASVAのホームページから申し込みし、「予約確認書」を印刷し、講習当日にお持ちください。
 NASVAホームページ <http://www.nasva.go.jp/>

ご案内

石ト協 第46回定時総会

【新型コロナウイルス感染防止に係る措置について】

今年度の定時総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、書面による委任状及び議決権行使を最大限活用した少数規模での開催を予定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご案内

令和2年度第1回運行管理者試験

1. 試験日 令和2年8月23日(日)
2. 申請期間 (1) 受験申請書による申請/5月15日(金)～6月10日(水)
(2) インターネットによる申請/5月15日(金)～6月16日(火)
(3) 再受験申請/5月15日(金)～6月16日(火)
※パソコンまたはスマートフォン

お問合せ (一社)石川県トラック協会 TEL **076-239-2511**
(公財)運行管理者試験センター(試験事務センター) TEL **04-7170-7077**
ホームページ <http://www.unkan.or.jp/>

第21回

運動達成を目指して、チャレンジしよう!

SDラリーコンテスト

無事故 無違反100日運動

運動期間:令和2年7月2日～10月9日



SD Rally Contest 100 days without accidents

お申し込みは

6月10日まで!

参加申込書は協会ホームページからもダウンロードできます。



今年は**郵送**での
受付となります!!

7月1日から受付開始! ～安全性優良事業所認定制度～

1. 申請期間 令和2年7月1日（水）～14日（火） ※土日除く
2. 申請先 一般社団法人石川県トラック協会（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 申請書類 当協会ホームページからWeb申請書作成システムをご利用できます。
<http://www.ishitokyo.or.jp/>
4. 説明会 新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は説明会の開催を中止といたしました。



会員のみなさまへ



協会ホームページより、申請手続き
についての動画解説（Youtube）が
ご視聴できますのでご覧ください。

【特例措置】

今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、申請者の負担を少なくする特例措置が講じられております。

■申請書受付

…原則として郵送による申請受付となります。

■評価項目Ⅰ（法令の遵守状況）における巡回指導

…直近の巡回指導結果を活用します。

■評価項目Ⅲ（安全取組の積極性）における会議・研修等の取扱い

…新型コロナウイルス感染拡大の影響で3月～6月に実施予定であったものは、挙証資料に代えて自認書を添付いただきます。

（対象項目）

2. 事業所内安全対策会議（1回に限る）
3. 荷主等との安全対策会議（1回に限る）
5. 外部研修等への運転者の派遣（1回に限る）
6. 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている

■厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類提出

…日本年金機構が厚生年金保険料の納付の猶予制度を設けたことを踏まえ、下記の措置を講じます。

- 猶予の申請をした事業所について、令和2年1月から5月分のうち、いずれか1ヶ月分の厚生年金保険料の納付が確認できる書類の提出を認めます。

5. 相談所 会員の皆様の円滑な申請に向けて、「Gマーク申請に係る相談所」を5月11日（月）から6月30日（火）の2ヶ月間開設いたします。
当協会適正化事業課まで、電話にてお申し込みください。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285

新型コロナウイルス感染症対策下における アルコール検知器の取扱いについて（国土交通省）

アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。

※問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ（下記参照）を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が見られています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用



手順④

手指を
アルコール除菌



◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。

◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。

◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。

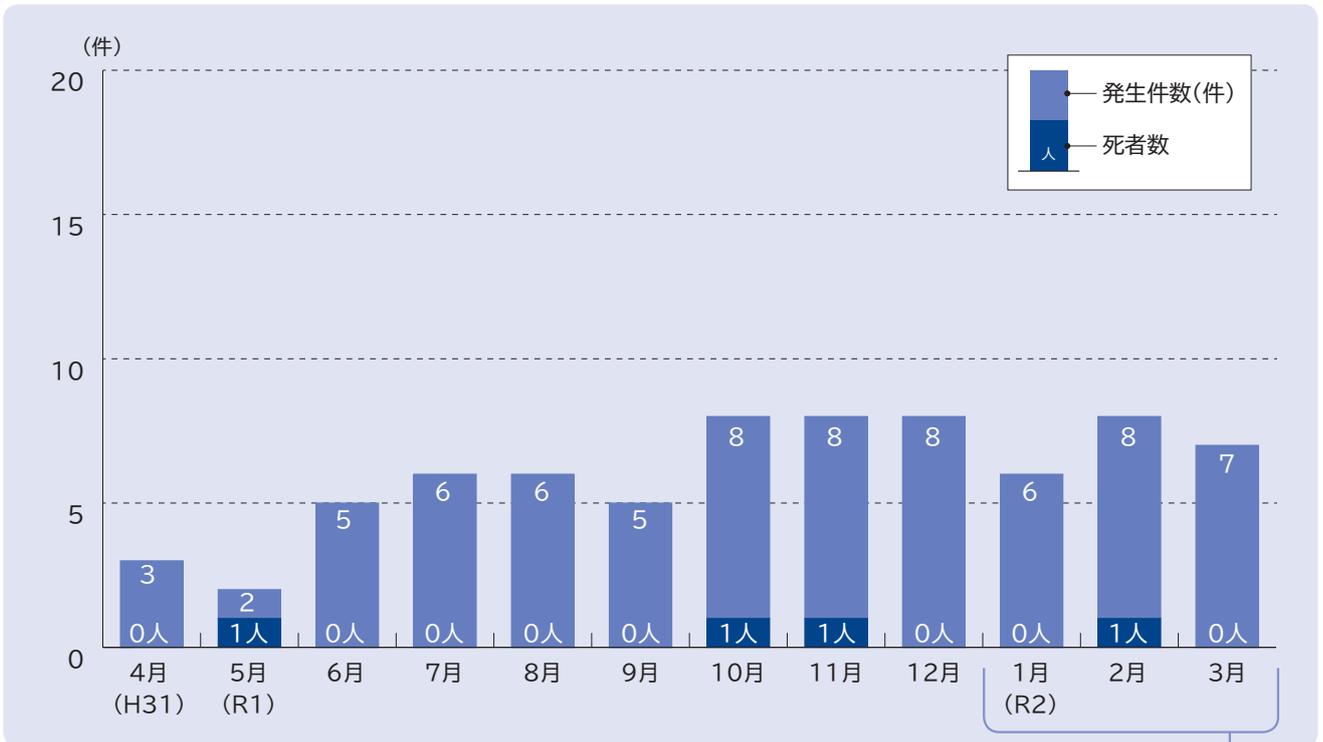


アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和2年事故類型別発生状況(1~3月)

	人对車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(±0)	1(+1)	12(+2)	2(-2)	0(±0)	1(+1)	1(-3)	3(-2)	1(±0)	0(±0)	21(-3)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

石川県内全車種(乗用車含む) 令和2年交通事故発生状況 1~3月(増減)

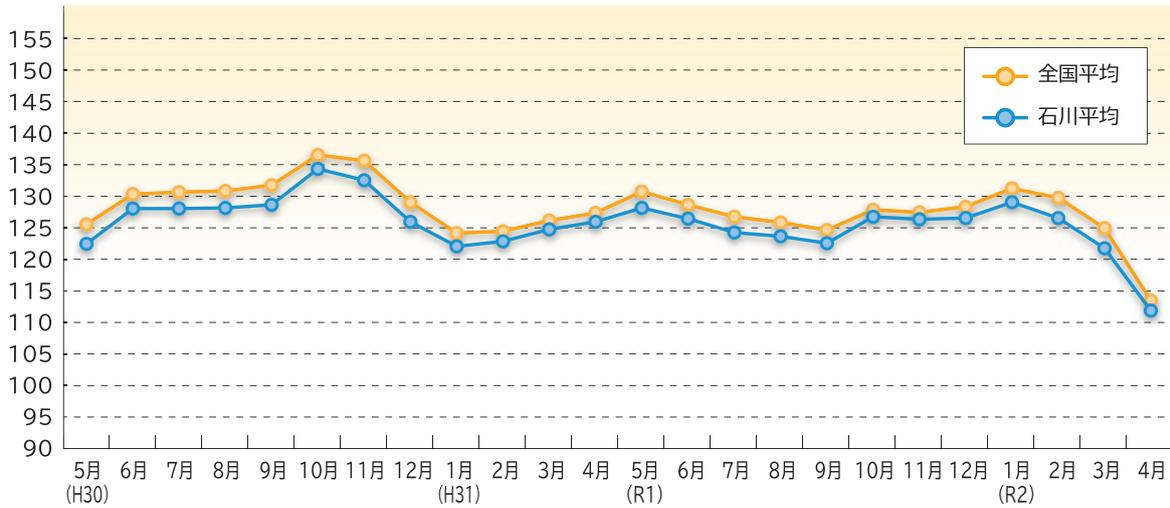
発生件数	死者数(人)
599 (-20)	14(+9)



軽油価格情報

軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”

円/リットル
(税込み)

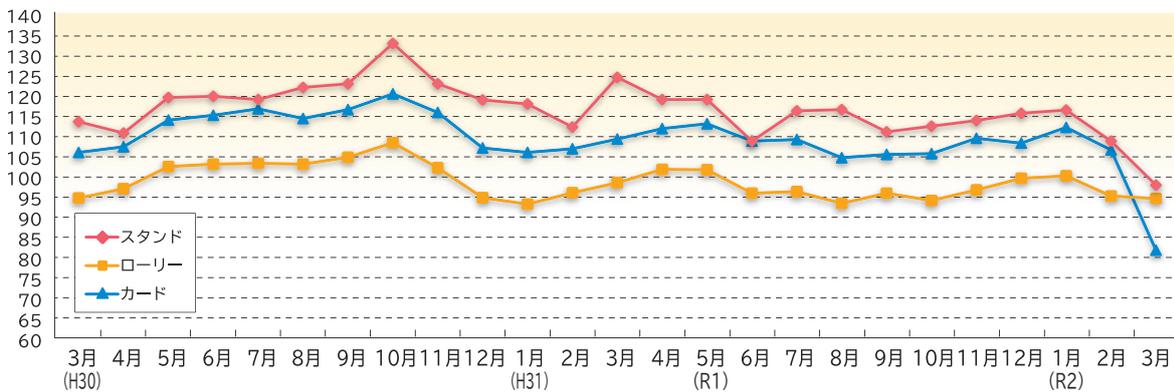


(平均価格)	H31 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月	4月
全国	127.3	130.7	128.6	126.7	125.8	124.6	127.8	127.4	128.3	131.2	129.7	124.9	113.4
石川	125.9	128.1	126.4	124.2	123.6	122.5	126.7	126.3	126.5	129.0	126.5	121.7	111.8

石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内 30 事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	H31 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月
スタンド	124.2	118.7	118.7	108.4	115.9	116.2	110.7	112.1	113.5	115.3	116.1	108.4	97.5
ローリー	98.1	101.4	101.3	95.5	95.9	93.0	95.5	93.7	96.3	99.2	99.8	94.8	81.4
カード	108.9	111.5	112.7	108.4	108.8	104.3	105.1	105.3	109.1	107.9	111.8	106.2	94.2
値上げ 要請額	2.4 (14社)	2.1 (10社)	1.1 (7社)	0.7 (10社)	1.2 (11社)	1.0 (2社)	2.4 (6社)	0.7 (6社)	1.4 (7社)	2.3 (10社)	1.1 (9社)	1.2 (3社)	(0社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。()内は、要請のあった事業者数。

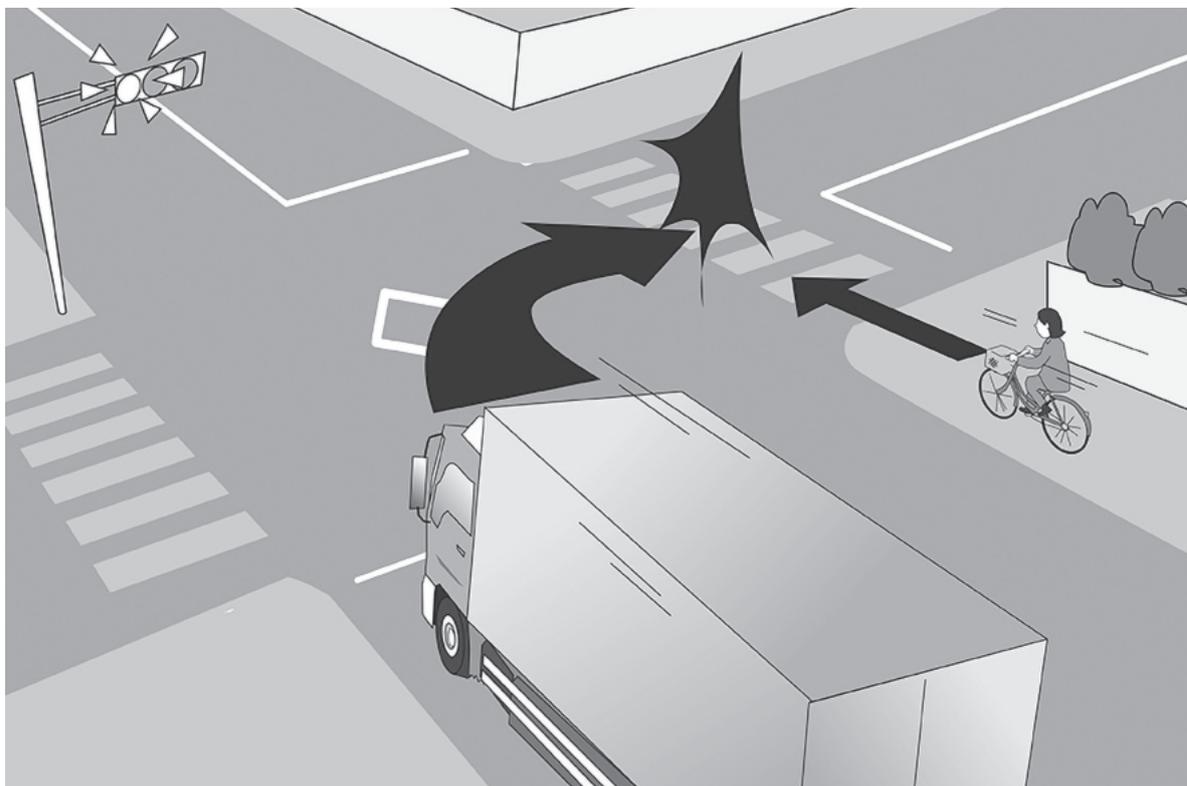
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 88

右折の際、自転車をはねたもの

事故の概要

- 発生日時 5月30日（金） 午後4時30分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が朝一番の積み込み先に向かっている途中、交差点信号を青信号で右折したところ、横断歩道を同一方向に直進していた自転車に衝突し、相手側が重傷を負ったもの。
- 事故当事者 男性38歳 相手側 女性28歳
- 事故原因 運転者は、配送のため走行していました。月末、および週末でもあり車の量も多く道路は渋滞しがちでした。そのような状況のため、運転者に焦りの気持ちもありました。そして、次の交差点を右折するため進入しました。その際、少し先に対向直進車がありましたが、先に右折をしたところ、横断歩道を同一方向に直進していた自転車を見落としはねてしまいました。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

28歳女子後遺障害6級

総損害額 6,200万円

■被害概要

- ・被害者の職業 会社員
- ・被害状況 右膝蓋骨骨折、右腓骨、脛骨骨折ほか入院6ヶ月・通院5ヶ月

■損害額内容

・治療費	800万円
・逸失利益	4,100万円
・慰謝料	1,000万円
・家屋改造費	300万円
計	6,200万円

■運転者について

180日の運転免許停止の処分を受けました。

被害者について

被害者はひとり暮らしでしたが、右足をほぼ動かせない障害が残ったために実家へと戻りました。実家には両親と妹がおり、家族皆が被害者の介護にあたっています。被害者はあらためて家族の愛情に感謝しているとのこと。事故前から被害者は、いずれは結婚したいという願望を持っており、後遺障害が残ってしまったことで結婚することに対して不安を持っています。

被害者は会社に勤めていた時、自分のやりがいや仕事における将来の希望もありましたが、後遺障害のために退職してしまいました。ただ、いまの状態の自分でもできる仕事を探す日々です。

毎日、家にいる日々ですが室内で飼っている愛犬と遊ぶことは彼女の気持ちをやわらげることになっているようです。精神的な面で、この愛犬の果たす役割は大きいようです。

加害者の運転者に対しては当初憎しみしかありませんでしたが、お見舞いやお詫びで何度か顔を合わせるうちに怒りの感情は消えていったそうです。しかしながら、運転者が被害者に後遺障害を負わせてしまった事実は消えることはありません。

この事故から学ぶ事

運転者はこの事故の前に軽微な物損事故を繰り返していました。振り返ると、共通する原因はやはり焦りから来る周囲の確認不足でした。「人身事故でなくてよかった」と言う声も聞きますが、軽微な物損事故にも重大事故への種が含まれています。軽微な事故だからと軽視せずに原因究明とその防止策を考えるのは大切なことでしょう。

昨今、トラックでも乗用車でも道を譲ってくれることも多いです。しかし、右折の矢印信号になっても進行して来る車、矢印が無い信号で右折車両が待機しているにも関わらず、信号が赤に変わっても進行して来る車が多数見られます。とかく、交差点は事故の発生しやすい場所です。焦りや急ぎの心理が背後原因になっていることも多いことでしょう。「急がば回れ」という言葉もあります。焦りがあると周囲の確認も疎かになります。事故を起こすことには多くのデメリットがあります。交差点を進行する際には心のゆとりを持って、「お先にどうぞ」という譲る気持ちを忘れずにプロの対応で運転しましょう。

石川県トラック協会
オリジナル

スマホ向け 安全対策 eラーニング

ドライバーのみなさんが、安全対策について手軽に学べるよう動画視聴を中心としたスマートフォン向けサイトを作成しましたのでご活用ください。



危険予知トレーニング動画



日常点検・冬道対策動画

(注) 雇用調整助成金（教育訓練）の一部として活用する場合は、必ず事前に申請内容（訓練内容等）について最寄りのハローワーク等へご確認ください。

当協会ホームページでは、随時、新型コロナウイルス関連情報を掲載しておりますのでご確認ください。

最新情報

- 2020/04/24 [新型コロナウイルス関連](#) シャワー・入浴施設情報【更新】
- 2020/04/21 ホワイト物流推進運動への参加について
- 2020/04/21 [新型コロナウイルス関連](#) 適性診断業務「任意診断」新規受付の休止について (NASVA)
- 2020/04/20 [新型コロナウイルス関連](#) シャワー・入浴施設情報
- 2020/04/20 [新型コロナウイルス関連](#) 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置について

more



新型コロナウイルス関連

石川県

厚生労働省

経済産業省

国土交通省



会員のみなさまへ



一般のみなさまへ